



# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 告 示

○市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等の一部改正(六一〇・分権改革推進室)……………1

### 告 示

#### 秋田県告示第六百十号

市町村が処理することとする権限移譲対象事務の範囲等(平成十八年秋田県告示第三百三十六号)の一部を次のように改正し、平成十九年十二月二十八日から施行する。  
平成十九年十二月二十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

第一第三十九号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
能代市、鹿角市、潟上市、藤里町、五城目町、羽後町、東成瀬村	平成十九年十二月二十八日

第二第五十三号の表を次のように改める。

市町村の名称	市町村が処理を開始する期日
秋田市、能代市、横手市、大館市、湯沢市、大仙市、にかほ市	平成十九年十二月二十八日

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 082-8766 FAX 082-0005  
E-mail: matsubarara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄